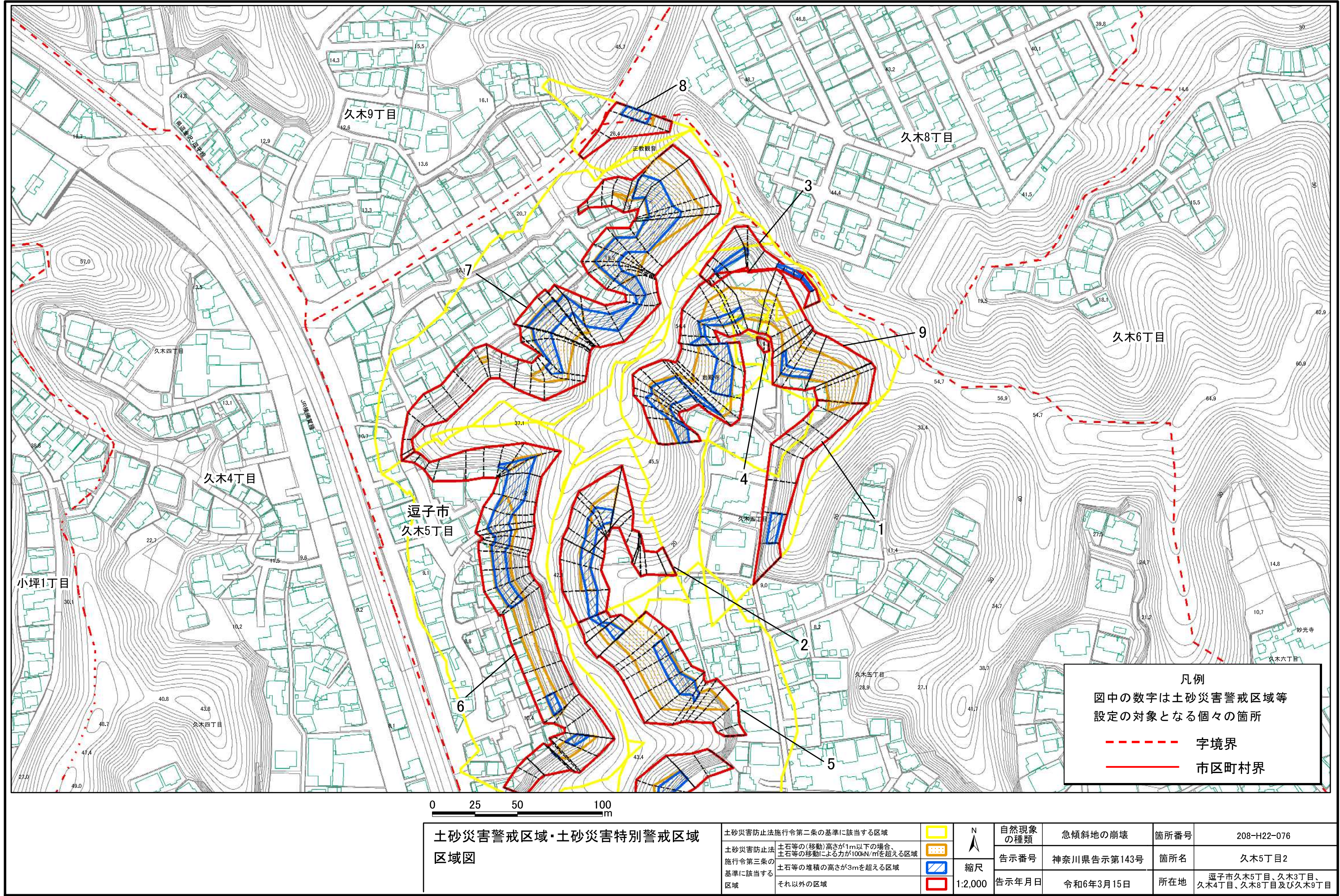
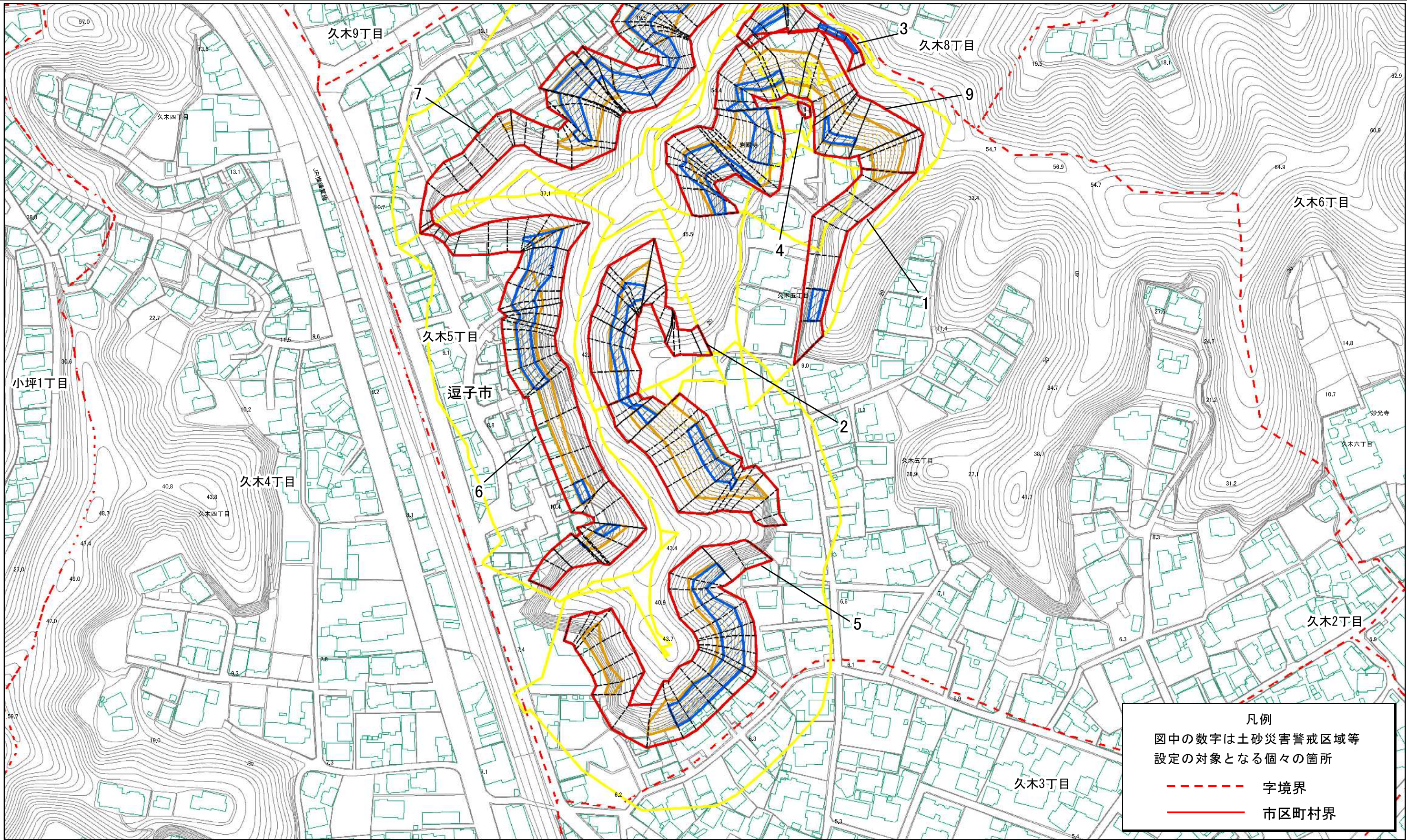


土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)(1/2)



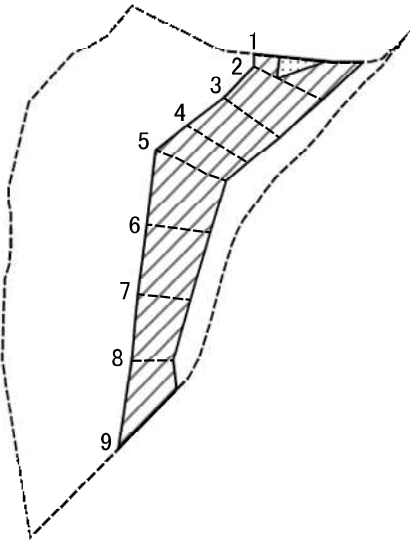
土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)(2/2)



0 25 50 100
m

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						

土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

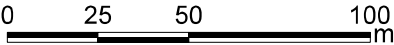
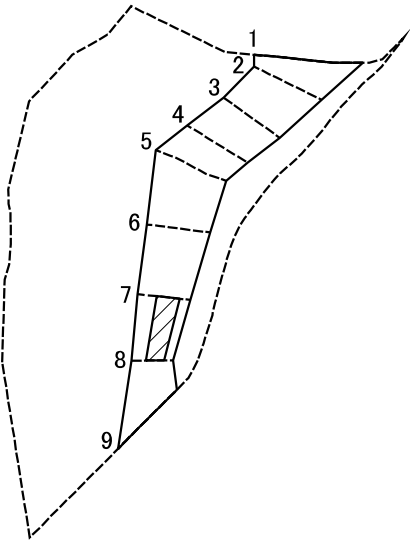
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域
	それ以外の区域

縮尺
1:2,000

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	神奈川県告示第143号
告示年月日	令和6年3月15日

箇所番号	208-H22-076-1
箇所名	久木5丁目2-1
所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域
	それ以外の区域



縮尺

1:2,000

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

神奈川県告示第143号

令和6年3月15日

箇所番号

箇所名

所在地

208-H22-076-1

久木5丁目2-1

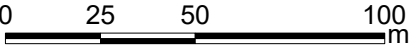
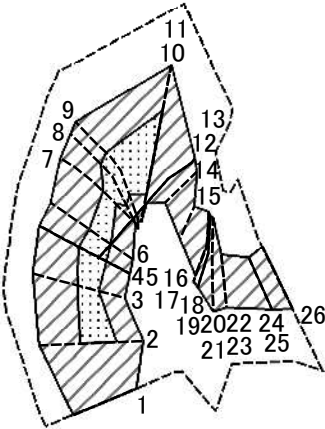
逗子市久木5丁目、久木3丁目、
久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

[illegible]

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
	それ以外の区域	

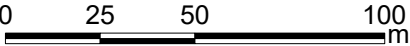
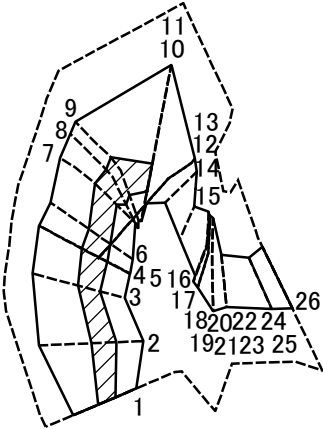
N
縮尺
1:2,000

自然現象 の種類
告示番号
告示年月日

急傾斜地の崩壊
神奈川県告示第143号
令和6年3月15日

箇所番号	208-H22-076-2
箇所名	久木5丁目2-2
所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、久木4丁目、 久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

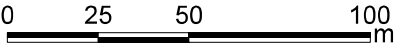
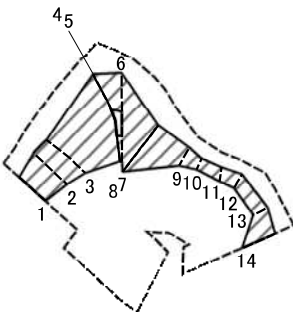
様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-2
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-2
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、久木4丁目、 久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

(1/1)

[illegible]

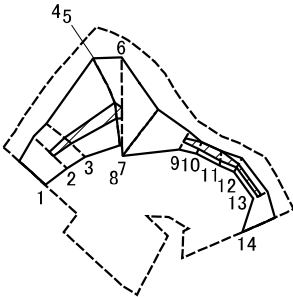
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-3
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-3
	それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

それ以外の区域



縮尺

1:2,000

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

神奈川県告示第143号

令和6年3月15日

箇所番号

208-H22-076-3

箇所名

久木5丁目2-3

所在地

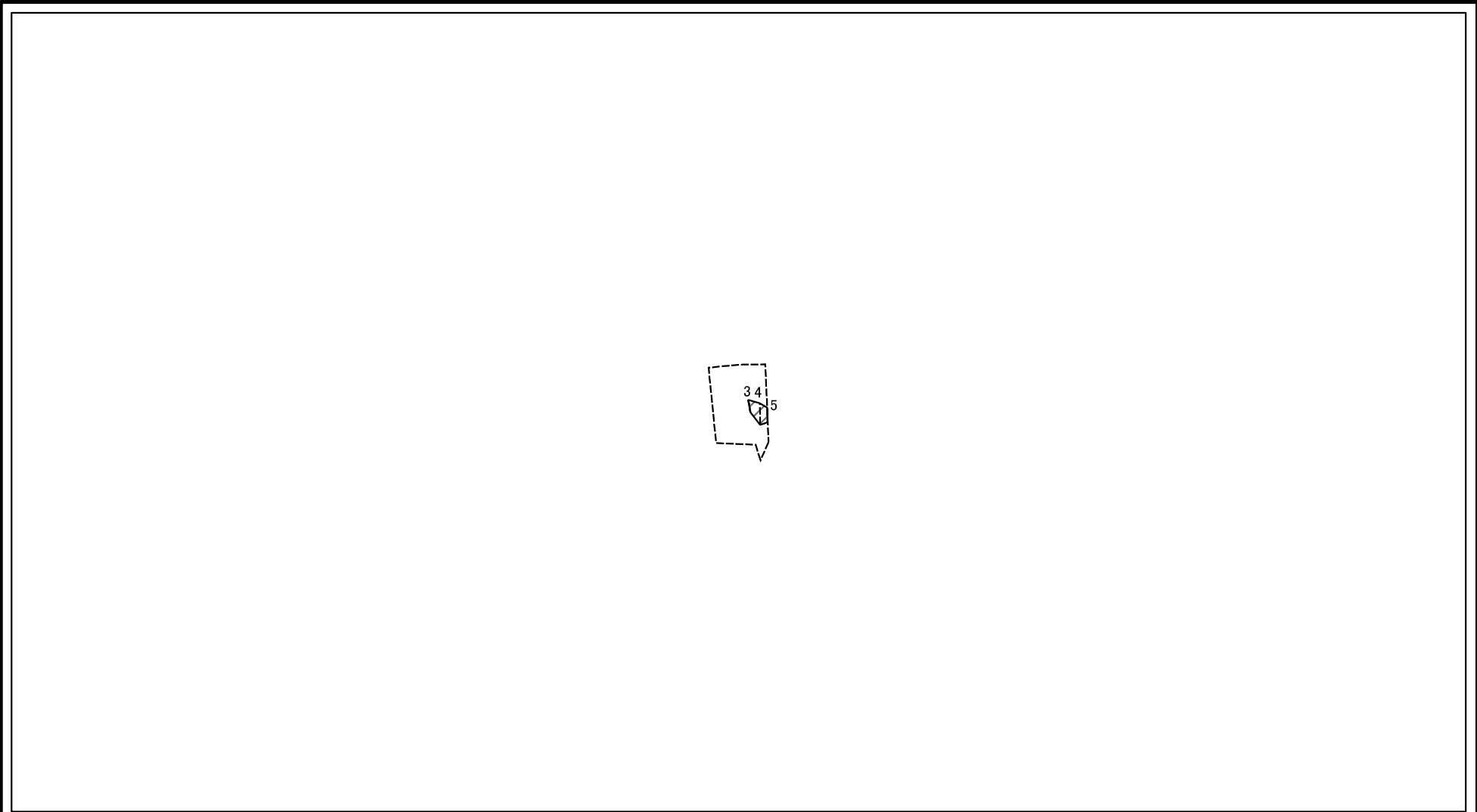
逗子市久木5丁目、久木3丁目、
久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

[illegible]

土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)

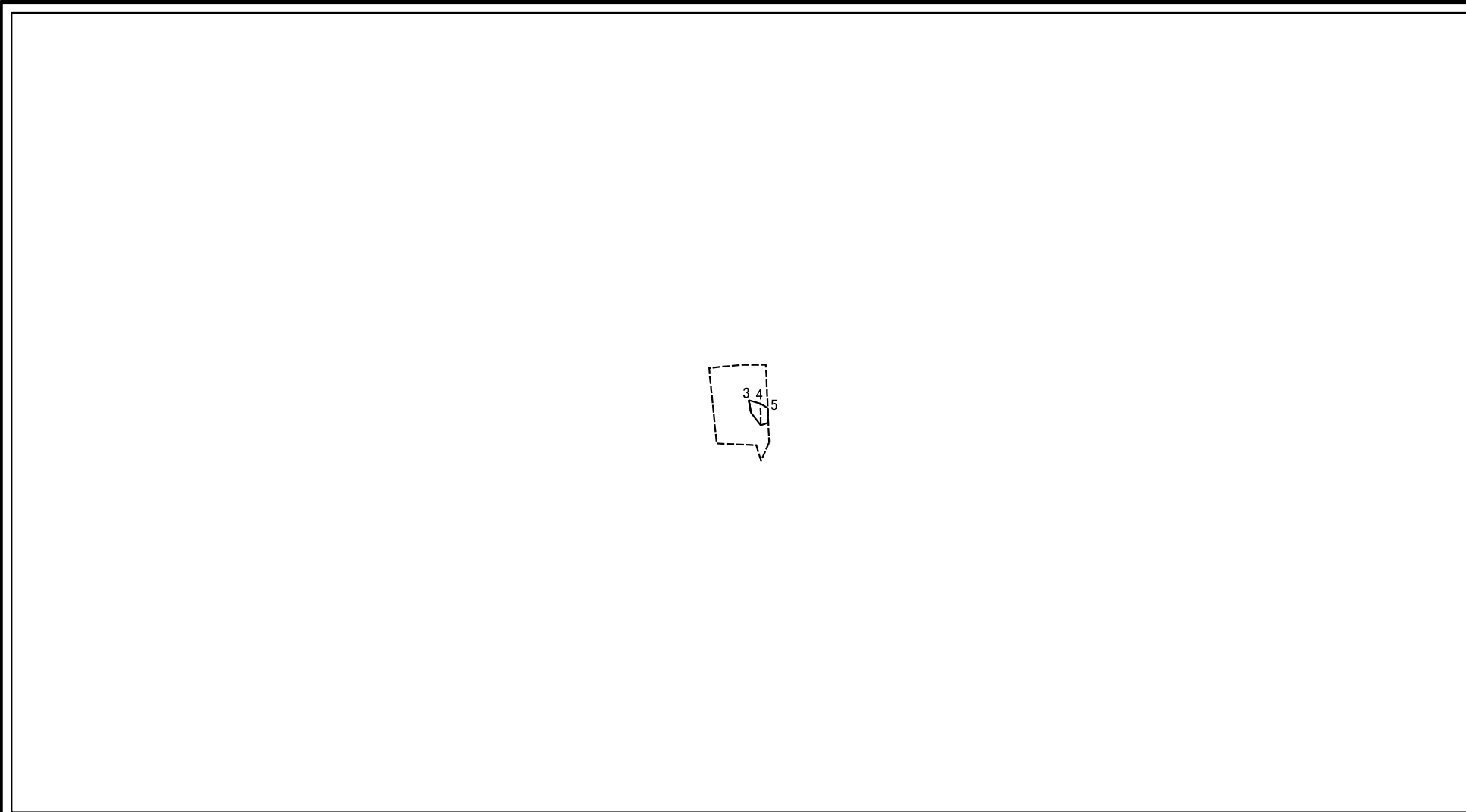


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-4
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-4
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

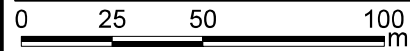
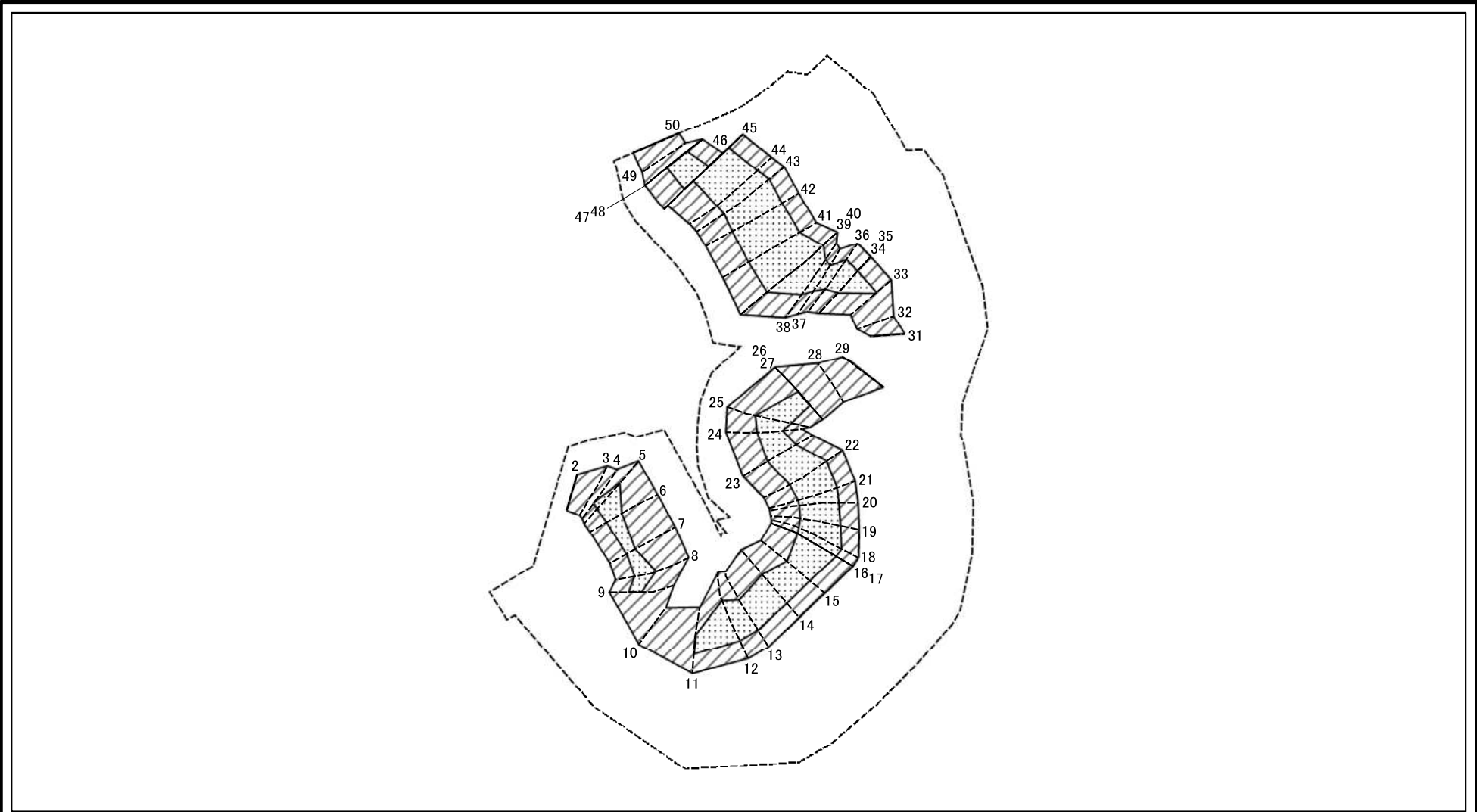
土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-4
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-4
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

[illegible]

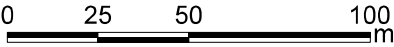
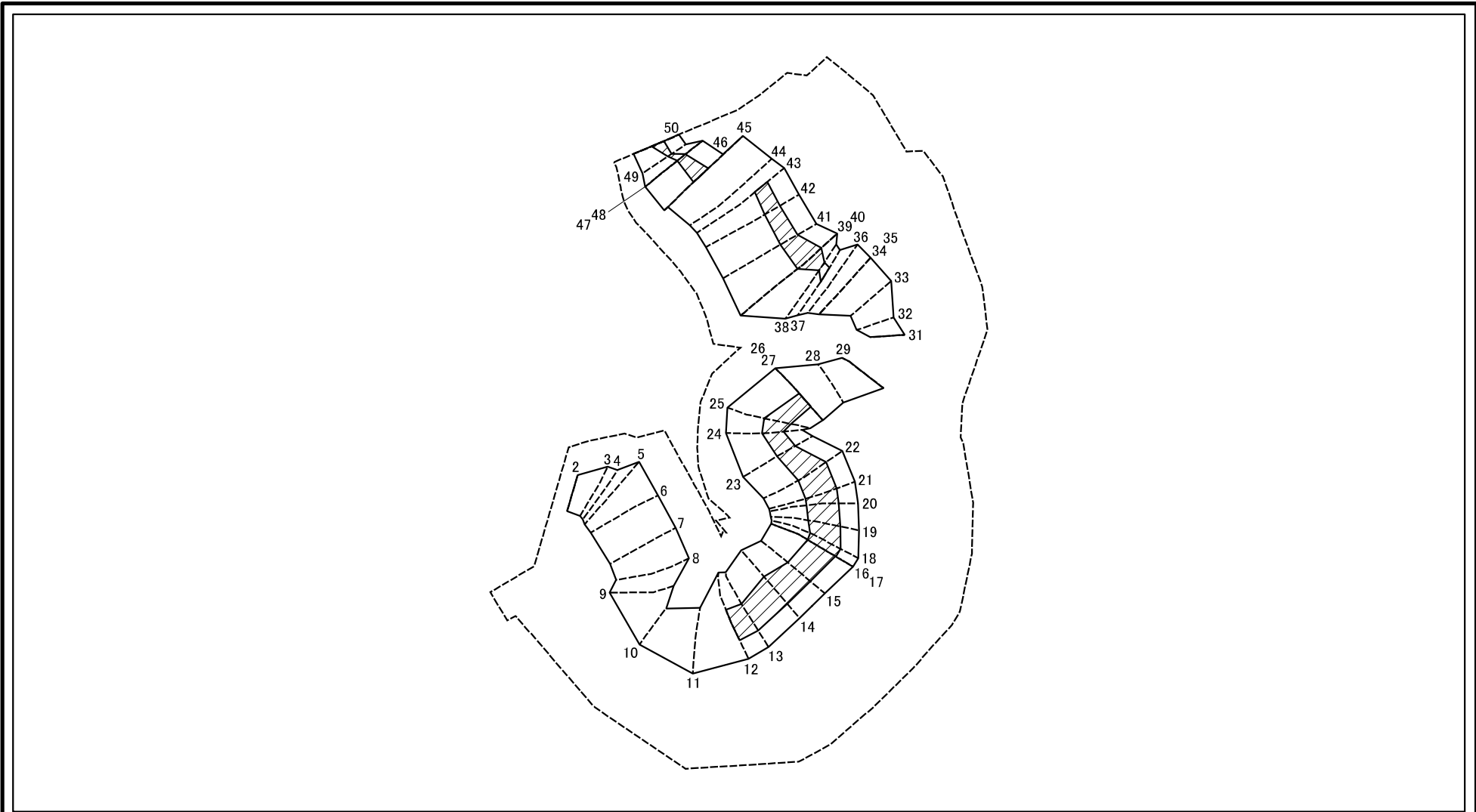
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-5
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-5
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-5
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-5
		それ以外の区域		告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

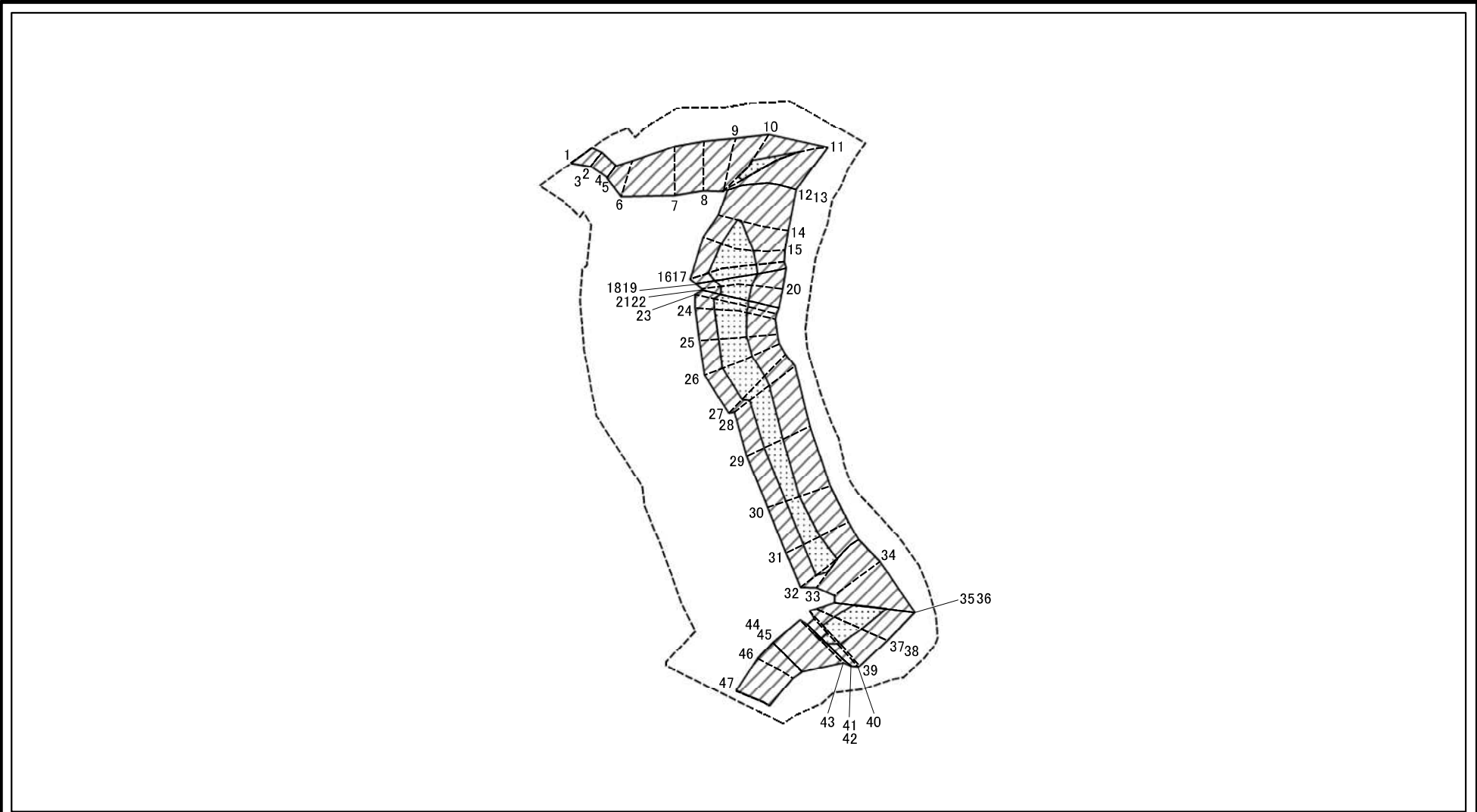
(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ~ 3	-	-	95.48	0.75	-	-	16.05	3.00
3 ~ 4	-	-	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
4 ~ 5	116.99	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
5 ~ 6	116.99	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
6 ~ 7	105.98	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
7 ~ 8	109.13	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
8 ~ 9	109.13	0.75	100.00	0.75	-	-	15.51	2.90
9 ~ 10	-	-	100.00	0.75	-	-	14.03	2.62
10 ~ 11	-	-	100.00	0.75	-	-	14.14	2.64
11 ~ 12	118.80	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
12 ~ 13	118.80	0.75	100.00	0.75	19.28	3.60	16.05	3.00
13 ~ 14	115.07	0.75	100.00	0.75	19.49	3.64	16.05	3.00
14 ~ 15	114.54	0.75	100.00	0.75	19.63	3.67	16.05	3.00
15 ~ 16	119.69	0.75	100.00	0.75	19.63	3.67	16.05	3.00
17 ~ 18	120.32	0.75	100.00	0.75	19.05	3.56	16.05	3.00
18 ~ 19	120.32	0.75	100.00	0.75	19.55	3.65	16.05	3.00
19 ~ 20	117.54	0.75	100.00	0.75	19.64	3.67	16.05	3.00
20 ~ 21	117.70	0.75	100.00	0.75	19.64	3.67	16.05	3.00
21 ~ 22	118.86	0.75	100.00	0.75	19.52	3.65	16.05	3.00
22 ~ 23	118.86	0.75	100.00	0.75	19.30	3.61	16.05	3.00
23 ~ 24	116.96	0.75	100.00	0.75	19.23	3.59	16.05	3.00
24 ~ 25	117.25	0.75	100.00	0.75	19.23	3.59	16.05	3.00
25 ~ 26	117.25	0.75	100.00	0.75	19.58	3.66	16.05	3.00
27 ~ 28	-	-	100.00	0.75	-	-	15.71	2.94
28 ~ 29	-	-	95.31	0.75	-	-	15.71	2.94

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
29 ~ 30	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-
31 ~ 32	-	-	74.58	0.75	-	-	13.10	2.45
32 ~ 33	-	-	100.00	0.75	-	-	14.01	2.62
33 ~ 34	116.34	0.75	100.00	0.75	-	-	14.01	2.62
35 ~ 36	117.95	0.75	100.00	0.75	-	-	15.74	2.94
36 ~ 37	117.95	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
37 ~ 38	119.83	0.75	100.00	0.75	18.23	3.41	16.05	3.00
38 ~ 39	119.83	0.75	100.00	0.75	17.61	3.29	16.05	3.00
40 ~ 41	120.84	0.75	100.00	0.75	16.78	3.14	16.05	3.00
41 ~ 42	120.84	0.75	100.00	0.75	16.78	3.14	16.05	3.00
42 ~ 43	120.10	0.75	100.00	0.75	16.66	3.11	16.05	3.00
43 ~ 44	118.32	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
44 ~ 45	117.80	0.75	100.00	0.75	-	-	15.99	2.99
45 ~ 46	117.36	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
46 ~ 47	117.36	0.75	100.00	0.75	18.24	3.41	16.05	3.00
48 ~ 49	-	-	100.00	0.75	18.21	3.40	16.05	3.00
49 ~ 50	-	-	95.45	0.75	18.54	3.46	16.05	3.00
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-5
	告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-5
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)

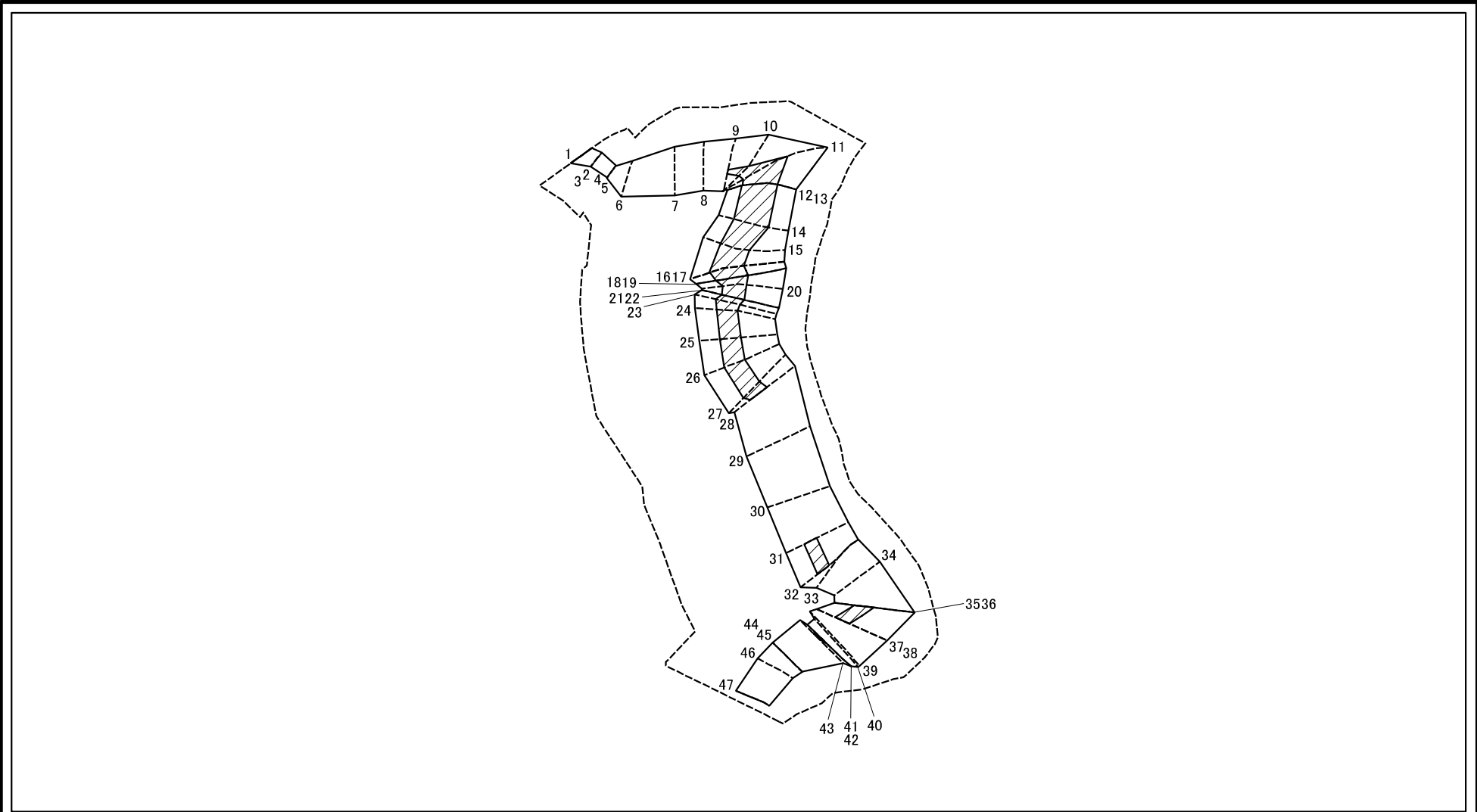


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-6
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-6
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



02550100m 図中の数字は横断測線番号を示す									
土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-6	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-6	
		それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目	

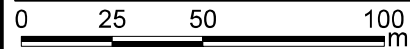
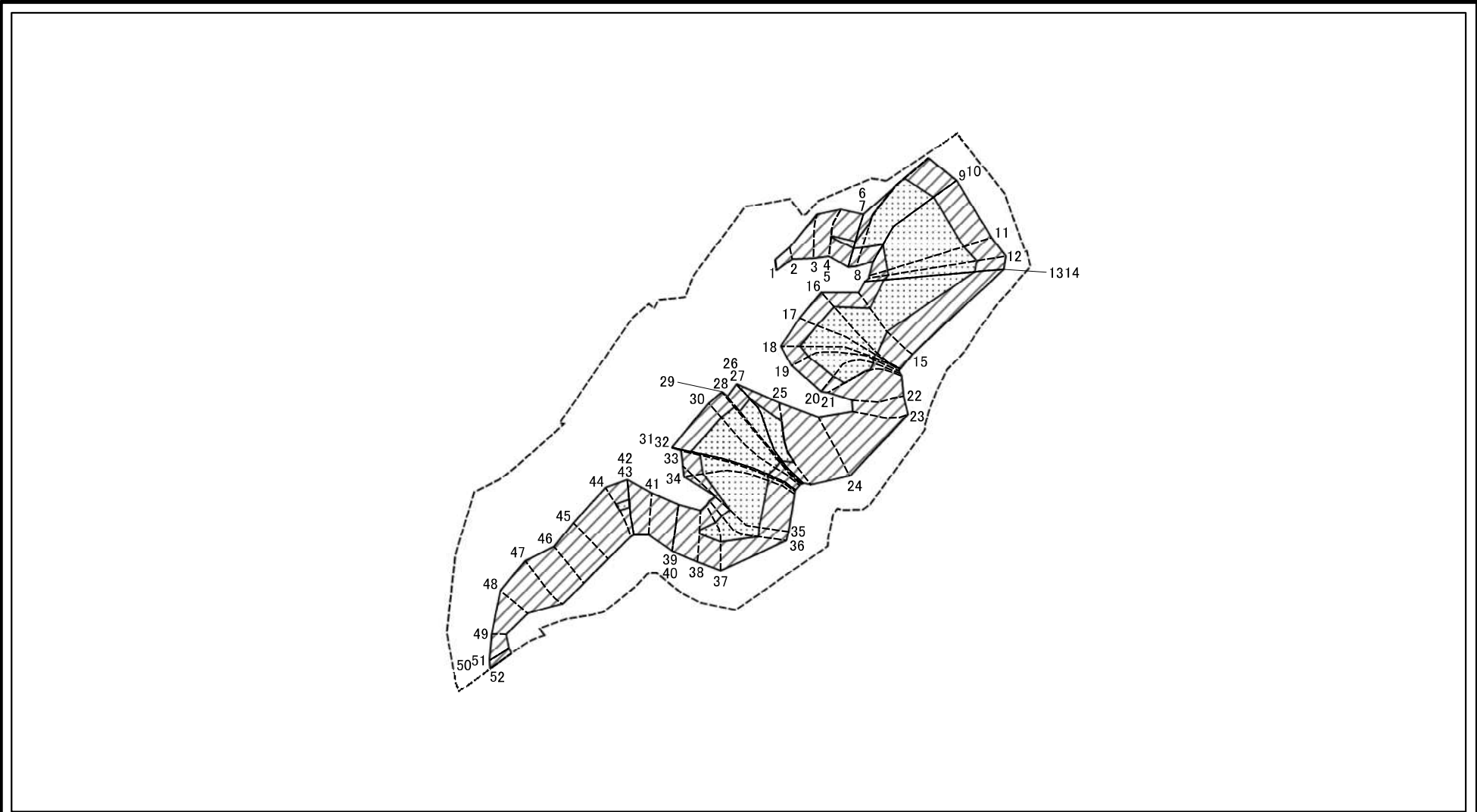
土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/㎡を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)
1 ～ 2	－	－	74.03	0.75	－	－	13.19	2.47
3 ～ 4	－	－	50.46	0.75	－	－	14.20	2.65
4 ～ 5	－	－	43.78	0.75	－	－	14.20	2.65
5 ～ 6	－	－	89.27	0.75	－	－	13.61	2.54
6 ～ 7	－	－	98.78	0.75	－	－	14.97	2.80
7 ～ 8	－	－	98.78	0.75	－	－	15.70	2.93
8 ～ 9	－	－	98.88	0.75	－	－	16.05	3.00
9 ～ 10	－	－	100.00	0.75	17.85	3.34	16.05	3.00
10 ～ 11	122.82	0.75	100.00	0.75	18.79	3.51	16.05	3.00
11 ～ 12	－	－	100.00	0.75	20.99	3.92	16.05	3.00
13 ～ 14	－	－	100.00	0.75	21.74	4.06	16.05	3.00
14 ～ 15	114.15	0.75	100.00	0.75	21.61	4.04	16.05	3.00
15 ～ 16	120.59	0.75	100.00	0.75	20.04	3.74	16.05	3.00
17 ～ 18	120.59	0.75	100.00	0.75	18.71	3.50	16.05	3.00
19 ～ 20	118.49	0.75	100.00	0.75	18.71	3.50	16.05	3.00
20 ～ 21	114.32	0.75	100.00	0.75	17.14	3.20	16.05	3.00
22 ～ 23	116.61	0.75	100.00	0.75	17.14	3.20	16.05	3.00
23 ～ 24	116.61	0.75	100.00	0.75	16.70	3.12	16.05	3.00
24 ～ 25	116.23	0.75	100.00	0.75	17.00	3.18	16.05	3.00
25 ～ 26	115.65	0.75	100.00	0.75	17.00	3.18	16.05	3.00
26 ～ 27	115.65	0.75	100.00	0.75	16.81	3.14	16.05	3.00
27 ～ 28	115.52	0.75	100.00	0.75	17.29	3.23	16.05	3.00
28 ～ 29	111.77	0.75	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
29 ～ 30	111.77	0.75	100.00	0.75	－	－	15.16	2.83
30 ～ 31	109.83	0.75	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
31 ～ 32	114.77	0.75	100.00	0.75	17.20	3.21	16.05	3.00

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/㎡を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/㎡)	土石等の高さ (m)
32 ～ 33	114.77	0.75	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
33 ～ 34	－	－	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
34 ～ 35	－	－	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
36 ～ 37	117.17	0.75	100.00	0.75	18.25	3.41	16.05	3.00
38 ～ 39	116.27	0.75	100.00	0.75	－	－	14.65	2.74
39 ～ 40	113.72	0.75	100.00	0.75	－	－	15.03	2.81
40 ～ 41	108.28	0.75	100.00	0.75	－	－	15.32	2.86
42 ～ 43	104.39	0.75	100.00	0.75	17.53	3.28	16.05	3.00
43 ～ 44	－	－	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
45 ～ 46	－	－	90.03	0.75	－	－	11.54	2.16
46 ～ 47	－	－	89.34	0.75	－	－	12.48	2.33
47 ～ 48	－	－	－	－	－	－	－	－
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								

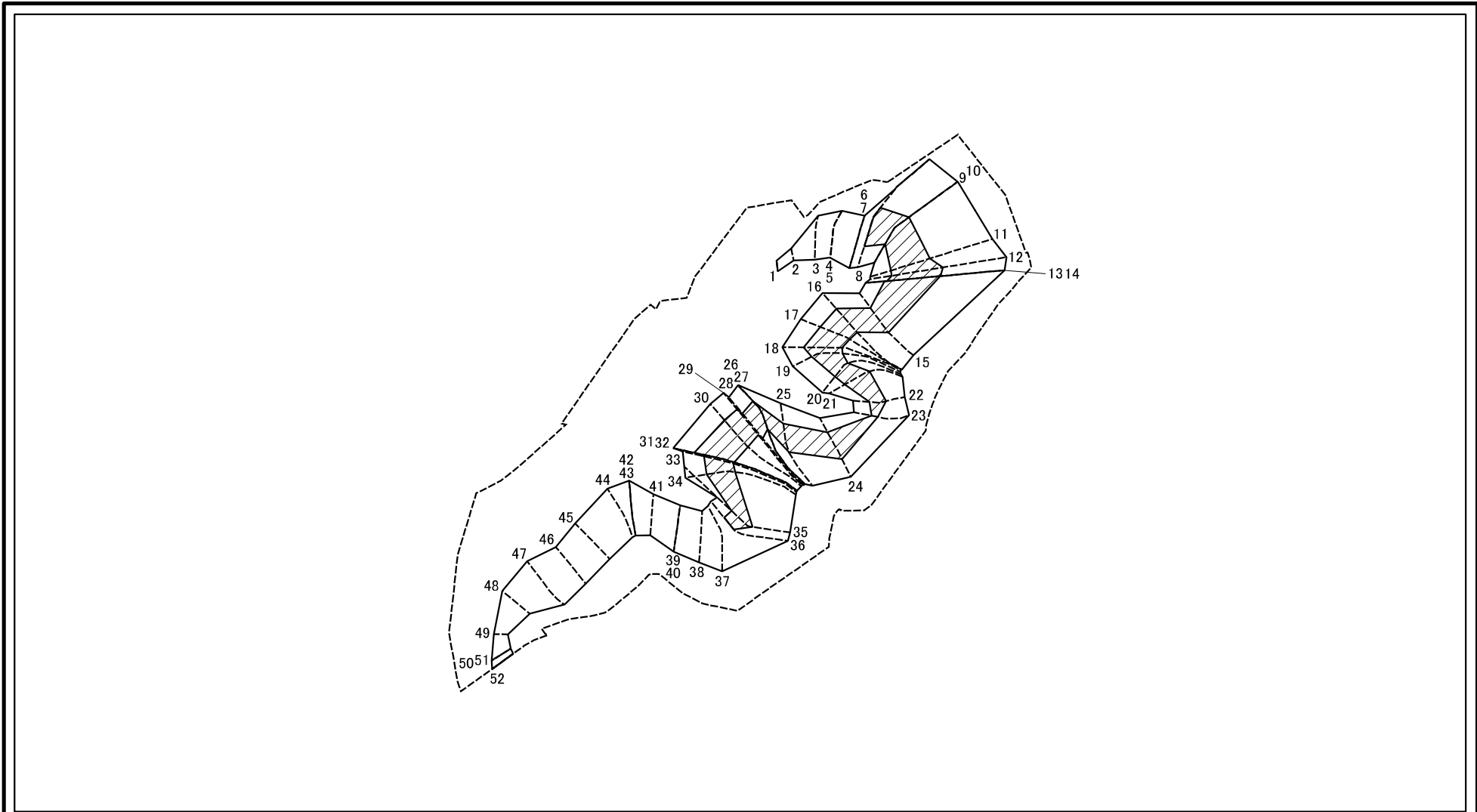
土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-7
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-7
		それ以外の区域		告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 N	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-7
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			縮尺 1:2,000	告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名
		それ以外の区域		告示年月日		令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

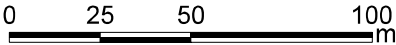
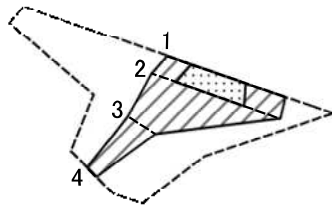
土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ～ 2	－	－	54.70	0.75	－	－	11.33	2.12
2 ～ 3	－	－	92.76	0.75	－	－	11.48	2.15
3 ～ 4	－	－	100.00	0.75	－	－	14.11	2.64
5 ～ 6	105.12	0.75	100.00	0.75	－	－	14.22	2.66
7 ～ 8	121.22	0.75	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
8 ～ 9	123.69	0.75	100.00	0.75	18.13	3.39	16.05	3.00
10 ～ 11	123.69	0.75	100.00	0.75	18.13	3.39	16.05	3.00
11 ～ 12	123.86	0.75	100.00	0.75	17.60	3.29	16.05	3.00
12 ～ 13	123.88	0.75	100.00	0.75	17.60	3.29	16.05	3.00
14 ～ 15	123.88	0.75	100.00	0.75	20.43	3.82	16.05	3.00
15 ～ 16	123.10	0.75	100.00	0.75	20.43	3.82	16.05	3.00
16 ～ 17	123.24	0.75	100.00	0.75	18.32	3.42	16.05	3.00
17 ～ 18	123.50	0.75	100.00	0.75	18.16	3.39	16.05	3.00
18 ～ 19	123.50	0.75	100.00	0.75	18.00	3.36	16.05	3.00
19 ～ 20	123.17	0.75	100.00	0.75	18.71	3.50	16.05	3.00
20 ～ 21	120.67	0.75	100.00	0.75	20.26	3.79	16.05	3.00
21 ～ 22	－	－	100.00	0.75	20.26	3.79	16.05	3.00
22 ～ 23	－	－	99.72	0.75	18.68	3.49	16.05	3.00
23 ～ 24	－	－	99.85	0.75	20.84	3.89	16.05	3.00
24 ～ 25	－	－	100.00	0.75	20.84	3.89	16.05	3.00
25 ～ 26	121.48	0.75	100.00	0.75	18.17	3.40	16.05	3.00
27 ～ 28	123.01	0.75	100.00	0.75	17.82	3.33	16.05	3.00
28 ～ 29	123.01	0.75	100.00	0.75	17.82	3.33	16.05	3.00
29 ～ 30	122.31	0.75	100.00	0.75	17.39	3.25	16.05	3.00
30 ～ 31	122.31	0.75	100.00	0.75	17.39	3.25	16.05	3.00
32 ～ 33	121.06	0.75	100.00	0.75	17.04	3.18	16.05	3.00

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
33 ～ 34	121.98	0.75	100.00	0.75	17.47	3.26	16.05	3.00
34 ～ 35	121.98	0.75	100.00	0.75	18.84	3.52	16.05	3.00
35 ～ 36	120.25	0.75	100.00	0.75	18.84	3.52	16.05	3.00
36 ～ 37	120.25	0.75	100.00	0.75	－	－	16.05	3.00
37 ～ 38	112.13	0.75	100.00	0.75	－	－	13.86	2.59
38 ～ 39	－	－	100.00	0.75	－	－	13.86	2.59
40 ～ 41	－	－	99.21	0.75	－	－	13.36	2.50
41 ～ 42	－	－	100.00	0.75	－	－	13.96	2.61
43 ～ 44	105.94	0.75	100.00	0.75	－	－	14.15	2.64
44 ～ 45	－	－	100.00	0.75	－	－	15.15	2.83
45 ～ 46	－	－	98.52	0.75	－	－	15.81	2.95
46 ～ 47	－	－	100.00	0.75	－	－	15.81	2.95
47 ～ 48	－	－	100.00	0.75	－	－	14.47	2.70

土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

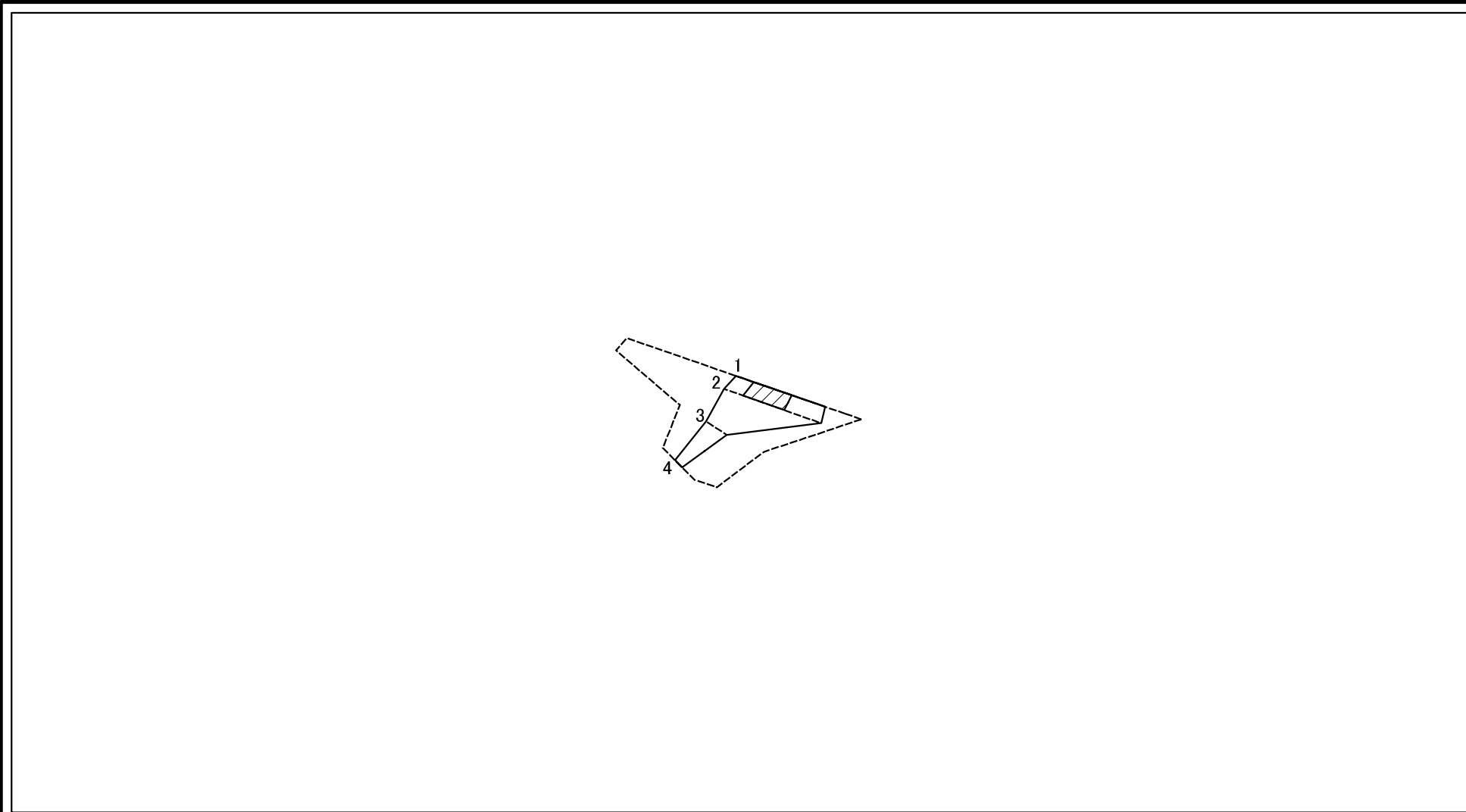
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	
それ以外の区域	

縮尺
1:2,000

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-8
告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-8
告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

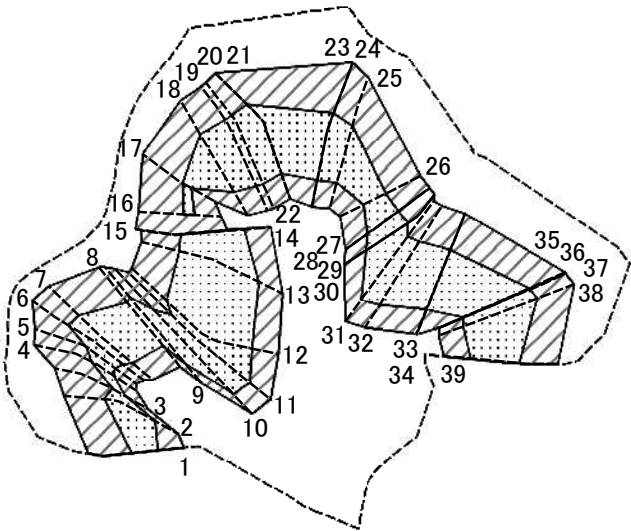
土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-8
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-8
	それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

(1/1)

[illegible]

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

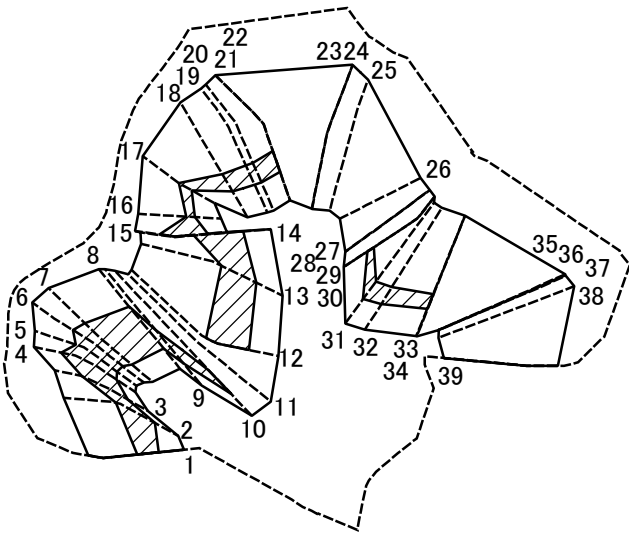
様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
	それ以外の区域	

N
縮尺
1:2,000

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-9
告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-9
告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-9
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-9
	それ以外の区域			告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用する と想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用する と想定される力			
	土石等の(移動)高さが 1m以下の場合、土石等 の移動による力が 100kN/m2を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが 3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)
1 ～ 2	117.88	0.75	100.00	0.75	19.45	3.63	16.05	3.00
2 ～ 3	117.88	0.75	100.00	0.75	21.40	4.00	16.05	3.00
3 ～ 4	105.14	0.75	100.00	0.75	21.40	4.00	16.05	3.00
4 ～ 5	107.99	0.75	100.00	0.75	21.38	4.00	16.05	3.00
5 ～ 6	117.12	0.75	100.00	0.75	21.06	3.94	16.05	3.00
6 ～ 7	118.20	0.75	100.00	0.75	19.97	3.73	16.05	3.00
7 ～ 8	118.20	0.75	100.00	0.75	20.18	3.77	16.05	3.00
8 ～ 9	122.84	0.75	100.00	0.75	20.18	3.77	16.05	3.00
9 ～ 10	122.84	0.75	100.00	0.75	18.56	3.47	16.05	3.00
10 ～ 11	114.54	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
11 ～ 12	118.60	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
12 ～ 13	122.83	0.75	100.00	0.75	18.11	3.38	16.05	3.00
13 ～ 14	122.83	0.75	100.00	0.75	19.28	3.60	16.05	3.00
14 ～ 15	-	-	100.00	0.75	22.52	4.21	16.05	3.00
15 ～ 16	-	-	100.00	0.75	22.52	4.21	16.05	3.00
16 ～ 17	104.87	0.75	100.00	0.75	17.73	3.31	16.05	3.00
17 ～ 18	120.96	0.75	100.00	0.75	17.73	3.31	16.05	3.00
18 ～ 19	120.96	0.75	100.00	0.75	17.52	3.27	16.05	3.00
19 ～ 20	120.69	0.75	100.00	0.75	16.97	3.17	16.05	3.00
20 ～ 21	120.18	0.75	100.00	0.75	16.76	3.13	16.05	3.00
21 ～ 22	118.89	0.75	100.00	0.75	16.42	3.07	16.05	3.00
22 ～ 23	118.89	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
23 ～ 24	113.43	0.75	100.00	0.75	-	-	15.72	2.94
24 ～ 25	113.95	0.75	100.00	0.75	-	-	15.93	2.98
25 ～ 26	113.95	0.75	100.00	0.75	-	-	15.93	2.98
26 ～ 27	115.70	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用する と想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用する と想定される力			
	土石等の(移動)高さが 1m以下の場合、土石等 の移動による力が 100kN/m2を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが 3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (kN/m2)	土石等 の高さ (m)
27 ～ 28	115.70	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
28 ～ 29	118.46	0.75	100.00	0.75	-	-	15.78	2.95
29 ～ 30	118.46	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
30 ～ 31	118.46	0.75	100.00	0.75	17.77	3.32	16.05	3.00
31 ～ 32	119.61	0.75	100.00	0.75	16.64	3.11	16.05	3.00
32 ～ 33	120.42	0.75	100.00	0.75	17.39	3.25	16.05	3.00
33 ～ 34	120.42	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
34 ～ 35	121.50	0.75	100.00	0.75	-	-	15.44	2.89
35 ～ 36	121.50	0.75	100.00	0.75	-	-	15.46	2.89
36 ～ 37	121.50	0.75	100.00	0.75	-	-	15.47	2.89
37 ～ 38	122.01	0.75	100.00	0.75	-	-	15.47	2.89
38 ～ 39	122.01	0.75	100.00	0.75	-	-	15.35	2.87
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								
～								

様式－3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	208-H22-076-9
	告示番号	神奈川県告示第143号	箇所名	久木5丁目2-9
	告示年月日	令和6年3月15日	所在地	逗子市久木5丁目、久木3丁目、 久木4丁目、久木8丁目及び久木9丁目